



## 市街化調整区域の在り方について



問

市街化調整区域についての今後の考え方や方向性はどうか。市街化区域と市街化調整区域の見直しは、概ね5年ごとに行われているが、このサイクルを縮め、より迅速な対応ができないか。

答

市街化調整区域は、主に農業環境や自然環境の保全を図り、市街化を抑制すべき区域として位置づけられている。既存集落のコミュニティの維持や地域課題に柔軟に対応できるよう、地区計画、田園まちづくり制度や開発許可制度の弾力的な運用による持続可能なまちづくりを支援しており、市街化調整区域の今後の考え方や方向性については、基本的に変更はない。まちづくりは中長期的の視点から進めるべきであるため、見直しサイクルは現状の5年ごとが適切であると考える。

問

平成19年の制度運用開始時に比べ、空き家空き地などがより顕著化している。また、許可要件に合わせ移住を断念するなど、地域の課題に適応できていないケースも生じており、来年度から、地域の実情に即し弾力的かつ柔軟な運用ができるよう、制度の見直し作業を進めている。

答

田園まちづくり制度の改善や柔軟な運用の検討が必要と考えるがどうか。



織田 正樹 議員  
(志政加古川)

- 市街化調整区域の在り方について「加古川市開発事業の調整等に関する条例の改正」
- 遊休農地・荒廃農地対策について「遊休農地の発生防止策／小規模ほ場への耕作補助」